

新型コロナウイルス感染拡大に伴う貿易証明発給業務の状況について

(2020 年 5 月 26 日現在)

神戸商工会議所・貿易証明センター

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う貿易証明発給業務の状況について、現時点の状況を次のとおりお知らせいたします。

なお、通常時に比べて発給審査などに時間がかかりますので、余裕をもってご申請いただきますようお願いいたします。

一般（非特惠）原産地証明について

- ・通常どおり発給業務を行っています（9:00～12:00、13:00～16:30）。
※郵送での申請や発給は行っていません。
- ・今後、状況に応じて業務内容を変更することがございます。その際は、Web サイト「貿易証明のご案内」（<http://trade.kobe-cci.or.jp/>）でお知らせいたします。

特定原産地証明について

- ・証明書の窓口交付・現金決済を再開いたします。
5 月 28 日（木） 午前 8 時以降、発給システムで窓口交付・現金決済を選択して発給申請することができます（申請を受理してから承認するまでの期間は原則 2 営業日です）。
- ・発給審査は通常どおり行っていますが、東京商工会議所など営業時間を短縮している商工会議所がございましたので、判定申請の際はご注意ください。
※詳細は「第一種特定原産地証明書発給システム」のログイン前の画面の「**重要情報**」でご確認ください。
- ・発給手数料の決済で「振込」を選択した場合、銀行振込では入金確認に時間を要する場合がございますので、「クレジットカード支払い」をご利用ください。
- ・今後、状況に応じて業務内容を変更することがございます。その際は前述の「重要情報」でお知らせいたします。

【裏面もご覧ください】

第一種特定原産地証明書発給システム

特定原産地証明書 発給申請マニュアル(手引き)

※初めての方はこちらを必ずご一読ください。

ログインされる方は、この画面にアクセスしてから、こちらをクリックしてください。

ログイン画面

閉じる

<お知らせ>
システムメンテナンスのため、下記時間にシステムを一時停止させていただきます。

「重要情報」は
こちらをご覧ください。

分野別情報

■ 国・地域別情報

- アセアン  インド 
- インドネシア  オーストラリア 
- スイス  タイ  チリ 
- フィリピン  ブルネイ 
- ベトナム  ペルー 
- マレーシア  メキシコ 
- モンゴル 

■ よくあるご質問(経済産業省)

■ 原産地証明書上のHSコードの取り扱い

■ 経理関連情報

■ セミナー・説明会関連情報

■ システム関連情報

- ・ユーザーID、パスワード再発行申請
- ・企業登録更新変更方法案内
- ・商品情報入力方法

■ その他(事務連絡など)

■ NACCS(輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社)

■ 特商法に基づく表記

■ お問い合わせ先

重要情報

2020/4/10 【ご連絡】新型コロナウイルス感染拡大に伴う特定原産地証明書発給事業の対応について(4月17日現在)

2020/4/8 (再掲)第一種特定原産地証明書郵送での受取手続きについて(東京事務所からのご案内)

2020/4/6 (4月6日更新 一部の記号や環境依存文字等は使用できません)【判定依頼書向け】原産品判定依頼におけるファイルアップロード機能の導入について(2020年4月6日開始)

2020/4/6 (ご案内)発給手数料のクレジットカード支払いをご活用ください

2020/3/26 (ご参考)開税還付等の手続について(アセアン諸国、メキシコ、チリ、インド)

2020/3/17 日インド包括的経済連携協定に基づく原産地証明書の利用上の留意点について

2020/3/17 【開催中止となりました】EPA(経済連携協定)活用セミナーのご案内(2020年5月28日/29日、名古屋)

2020/2/27 (ご参考)新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入手続等の経

クレジットカード
支払いはこちらを
ご覧ください。

COPYRIGHT © 2010- JAPAN C.C.I